

京都市健康長寿サロン設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域の住民又は団体が主体となって設置し、運営する通いの場としての健康長寿サロン（以下「サロン」という。）の設置及び運営に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、サロンとは、京都市内で運営されるもののうち、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 設置目的

高齢者が自由に集うことができ、高齢者同士又は高齢者と各世代との交流を促進し、地域からの孤立化の防止、認知症の早期発見及び進行防止又は介護予防等を図ることを目的とするものであること。ただし、以下のものを除く。

ア 専ら特定のサークル活動等を行うためのもの

イ 営利又は政治的若しくは宗教的活動を目的とするもの

(2) 活動頻度

前号の設置目的に沿った活動が、原則として月1回以上、1回当たり1時間以上実施されていること。

(3) 運営主体

地域の住民又は団体が主体となっていること。

(4) 利用対象者

京都市内に居住する65歳以上の住民を対象としていること。ただし、同市内に居住する65歳未満の住民の利用を妨げるものではない。

(5) 利用人数

前号ただし書以外の部分に規定する利用対象者が1回あたり5名以上利用する見込みがあること。

(6) 開催場所

原則として、地域の集会所、空き家、商店街の空き店舗等を利用する等して、利用対象者の誰もが気軽に利用できるスペースであるもの。また、スペースの所有形態は問わないが、本事業に供される部分が他の用に供される部分と明確に区分されていること。ただし、共用トイレ等のサロンの機能上又は建物の構造上、明確に区分できないと認められるものはこの限りではない。

(7) 適切な人員配置

設置目的に沿った活動が自主的かつ安全に行われるよう、適切な人員配置が行われていること。

(8) 利用料

原則として、飲食代、材料費等の実費負担を除き、1人1回当たり300円以内であること。

(補助対象)

第3条 前条各号の要件を満たすサロンのうち、次の各号を満たすサロンについては、その設置及び運営に際し、必要な改修に要する経費（以下「施設改修費」という。）及び必要な備品を購入するための経費（以下「備品購入費」という。）、サロンの運営に要する経費（以下「運営費」という。）の全部又は一部を補助する。

(1) 運営費に対する補助については、前条第1号の設置目的に沿った活動が、原則として月2回以上、1回当たり2時間以上実施されていること。ただし、実施準備等を行っていたが、災害等のやむを得ない事情等により実施できなかったものを含む。また、前条第1項第6号に規定する開催場所があることを前提に、活動回数の半分以上を超えない範囲で、屋外等における活動を含めることができる。

(2) 施設改修費及び備品購入費に対する補助については、交付決定後に前号と同様の活動の実施が想定されていること。

(3) 京都市健康すこやか学級事業実施要綱に規定する健康すこやか学級その他の別に定める事業として開催されるものでないこと。

2 補助金は、予算の範囲内において、サロンの施設改修費及び備品購入費、運営費のうち、別表に掲げるものを対象として交付する。ただし、施設改修費及び備品購入費については、直近5年間にこの要綱に基づく同一の補助金を受けている場合は交付しないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費については対象としない。

(1) 飲食代（茶菓を除く。）

(2) その他市長が補助対象経費として適当でないと認める経費

4 この要綱に基づく補助金以外に本市及び他の地方公共団体から補助金（以下「その他補助金」という。）を受けている場合、本要綱に基づく補助額との合計額が事業費総額を超えない範囲で補助対象とする。

(補助対象期間)

第4条 運営費に対する補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中においてサロンが設置されたときはその日から、廃止されたときはその日までをそれぞれ補助対象期間とする。

- 2 施設改修費及び備品購入費に対する補助については、次条の交付申請に基づき交付決定があった日から、その年度の3月31日までに施設改修されたもの又は備品購入されたものとする。

(交付申請)

第5条 条例第9条の規定による申請をしようとする者は、施設改修費若しくは備品購入費又は運営費について、京都市健康長寿サロン設置等補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、施設改修費及び備品購入費については、施設改修前又は備品購入前に、運営費については、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから60日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定により提出された申請書等を審査し、補助金の交付の適否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該申請を行った者に交付決定通知書（第2号様式）によって交付予定額を通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付を不適當と認めるときは、当該申請を行った者に不交付決定通知書（第3号様式）によって通知するものとする。

(変更又は中止等の承認)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」）は、事業内容を変更又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更をしようとするときを除く。

- 2 前項に規定する軽微な変更は、交付予定額に影響を及ぼす事項の変更以外のものとする。
- 3 第1項に規定する事業内容の変更は、事業内容変更承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて、行うものとする。
- 4 第1項に規定する事業の中止又は廃止の承認の届出は、事業中止・廃止届出書（第5号様式）によって行うものとする。
- 5 市長は、第3項及び第4項の規定による申請又は届出があった場合において、当該

内容を認めるときは、その旨を事業内容変更承認通知書（第 6 号様式）又は事業中止・廃止承認通知書（第 7 号様式）によって交付決定者に通知するものとする。

（事業完了報告）

第 9 条 条例第 18 条の規定による実績報告については、施設改修費又は備品購入費は、施設改修後又は備品購入後 1 か月以内に、運営費は別に定める日までに、実績報告書（第 8 号様式）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施設改修費については、それを支払ったことを証する領収書等の書類及び施設改修に係る施工前後の写真等、当該施工の履行を確認できるもの
- (2) 備品購入費については、それを支払ったことを証する領収書等の書類
- (3) 第 3 条第 4 項の規定に該当する場合、その他補助金に係る交付決定書や実績報告書等の証するものの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の決定等）

第 10 条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、報告書等を審査し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を決定し、補助金交付額確定通知書（第 9 号様式）によって通知するものとする。

（決定の取消し）

第 11 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 要綱第 3 条に定める補助要件を欠くに至ったと市長が認めたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でなくなったと市長が認めたとき。

（返還）

第 12 条 市長は、補助を受けた団体等が偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた場合、補助金の全額又は一部の額を返還させるものとする。

- 2 施設改修費及び備品購入費の補助金の交付後、サロンの運営費に係る活動実績が補助対象要件を満たさないと認められた場合、補助金の全額又は一部の額を返還させるものとする。
- 3 施設改修費及び備品購入費の補助金の交付後、3 年以上の活動が継続されない場合

は、補助金の全額又は一部の額を返還させることがある。

(会計帳簿等の保管)

第 13 条 この要綱に基づく補助金を受けた団体等は、サロンの設置及び運営に係る収入及び支出の状況等を常に明確にしておくため、事業完了後 5 年間は会計帳簿及び証拠書類を保管しておかなければならない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、所轄部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要綱による、改正前の様式について、当面の間、改正後の様式と同様に扱う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 京都市老人クラブハウス設置運営基準及び京都市老人クラブハウス助成金交付要綱は、平成 31 年 3 月 31 日付けで廃止する。

(経過措置)

- 3 旧京都市老人いきいの家条例第1条第1項に規定する老人いきいの家の運営を受託していた者が、当該場所において第5条の規定に基づく交付申請を行う場合、その補助額は、第3条の規定にかかわらず、当面の間、別に定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助金額												
施 設 改 修 費	サロンの設置に際し、 手すりの設置、段差解 消、トイレの洋式化等の バリアフリー化や内装 工事等施設の整備に要 する経費	1 件当たり 2 0 0， 0 0 0 円以内												
備 品 購 入 費	サロンの設置に際し、テ ーブル、椅子、照明器具 等運営に必要な備品（3 年以上継続して使用す ることができるものに 限る。）を購入するた めの経費	1 件当たり 5 0， 0 0 0 円以内												
運 営 費	施設の賃借料、光熱水 費、通信費、講師等への 謝礼金、資料代、サロ ンの広報に要する経費等 サロンの運営に要する 経費	<table><tr><th colspan="2">開所日数に基づく 補助金限度額</th></tr><tr><th>年間開所日数（※）</th><th>補助金（年額）</th></tr><tr><td>2 4 日～ 4 7 日 （隔週 1 日程度）</td><td>1 0， 0 0 0 円</td></tr><tr><td>4 8 日～ 1 4 3 日 （週 1 日～ 2 日程度）</td><td>3 0， 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 4 4 日～ 2 3 9 日 （週 3 日～ 4 日程度）</td><td>5 0， 0 0 0 円</td></tr><tr><td>2 4 0 日～ （週 5 日程度以上）</td><td>7 0， 0 0 0 円</td></tr></table> ※ 災害等のやむを得ない事情等により、開 所できなかった日数を含む。	開所日数に基づく 補助金限度額		年間開所日数（※）	補助金（年額）	2 4 日～ 4 7 日 （隔週 1 日程度）	1 0， 0 0 0 円	4 8 日～ 1 4 3 日 （週 1 日～ 2 日程度）	3 0， 0 0 0 円	1 4 4 日～ 2 3 9 日 （週 3 日～ 4 日程度）	5 0， 0 0 0 円	2 4 0 日～ （週 5 日程度以上）	7 0， 0 0 0 円
開所日数に基づく 補助金限度額														
年間開所日数（※）	補助金（年額）													
2 4 日～ 4 7 日 （隔週 1 日程度）	1 0， 0 0 0 円													
4 8 日～ 1 4 3 日 （週 1 日～ 2 日程度）	3 0， 0 0 0 円													
1 4 4 日～ 2 3 9 日 （週 3 日～ 4 日程度）	5 0， 0 0 0 円													
2 4 0 日～ （週 5 日程度以上）	7 0， 0 0 0 円													

年度 京都市健康長寿サロン設置等補助金 交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人等にあつては、主たる事務所等の所在地） 〒	申請者の氏名（法人等にあつては、名称及び代表者職名・氏名）
電話番号 — —	

申請の種別	補助金交付申請額	添付資料
☐ 施設の改修に要する経費	金 円	別紙 1
☐ 備品の購入に要する経費	金 円	
☐ 運営に要する経費	金 円	別紙 2

【健康長寿サロンの概要】

(1) 名 称		年 月 日開設
(2) 所在地・建物名	〒	
建物所有者氏名		
建物所有者住所	〒 (電話 — —)	
(3) 詳細	① 開催曜日	☐ 毎月 (曜日) ☐ 毎週 (曜日) ☐ その他 ()
	② 開催時間	: ~ : : ~ : : ~ :
	③ 開催予定日数	年間 日間
	④ 活動内容 (利用見込み人数)	(1回当たり 人、年間延べ 人)
	⑤ 費用負担	☐ なし ☐ あり ()
(4) 公表用連絡先	氏名 電話 — —	※公表不可の場合には、空欄にしてください。(本市担当部署の電話番号にて公表します)

※上記の健康長寿サロンの概要（建物所有者の情報を除く。）は、本市ホームページや通いの場アプリ等で広く市民の皆様に御案内（公表）させていただきますので、御協力をお願いします。事情により、連絡先の公表に同意いただけない場合は、右記に☑をお願いします。 ☐ 公表に同意しません。

※健康長寿サロンの活動の向上を目的に、今回の申請内容は住民活動を支援する京都市社会福祉協議会や各区社会福祉協議会とも共有します。

※建物所有者に建物の使用状況等を確認させていただく場合があります。

京都市が連絡する場合の連絡先	氏名 電話 — —	FAX — — メール
----------------	-----------	----------------

様

京都市長
〔 担当：
電話： 〕

年度 京都市健康長寿サロン設置等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました上記のことについては、下記により交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助予定金額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、次の事項以外に支出してはなりません。
 - ☐ バリアフリー化、内装工事等施設の整備
 - ☐ 運営に必要な備品の購入（耐用年数が概ね3年以上のもの）
 - ☐ 施設の賃借料、光熱水費、通信費、講師等への謝礼金、資料代、サロンの宣伝に要する経費など、その運営に要する経費
- (2) 本事業終了後は、事業実績報告書を京都市健康長寿サロン設置等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する日までに保健福祉局健康長寿企画課へ提出してください。補助金は、事業実績報告書提出後に交付します。
- (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条により出納に係る証拠書類等进行检查することがありますので、関係書類を明確に整理し、保管しておいてください。
- (4) 補助金の交付に当たり、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者と判明した時は、決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。
- (5) 補助金の交付後に活動を中止した場合は、補助金の全額又は一部の額を返還していただくことがありますので速やかに報告してください。
- (6) 要綱第10条に該当した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- (7) 健康長寿サロンの所在地、開所時間等の情報につきましては、本市のホームページ等で広く市民の皆様に公表させていただきます。

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様

京都市長

〔担当：
電話：

〕

年度 京都市健康長寿サロン設置等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました上記のことについては、下記により補助金を
交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不交付理由

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

事業内容変更承認申請書

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人等にあつては、主たる事務所等の所在地） 〒	申請者の氏名（法人等にあつては、名称及び代表者職名・氏名）
電話番号 — —	

京都市健康長寿サロン設置等補助金要綱（以下「要綱」という。）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり事業内容の変更を申請します。

健康長寿サロン名称	
補助決定通知の 年月日及び番号	年 月 日 京都市指令保健健第 号

【変更承認申請を行う事項（左欄に変更前の内容、右欄に変更後の内容を記入）】

	変更前の内容		変更後の内容	
補助予定額 及び 補助変更 申請額等	施設改修費	円	施設改修費	円
	備品購入費	円	備品購入費	円
	運 営 費 (開催予定日数)	円 (年間 日間)	運 営 費 (開催予定日数)	円 (年間 日間)
変更の理由				
備 考				

中止・廃止届出書

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人等にあつては、主たる事務所等の所在地） 〒	申請者の氏名（法人等にあつては、名称及び代表者職名・氏名）
電話番号 — —	

京都市健康長寿サロン設置等補助金要綱（以下「要綱」という。）第8条第4項の規定に基づき、次のとおり事業の中止または廃止を届け出ます。

健康長寿サロン名称			
所在地・建物名	〒		
補助決定通知の 年月日及び番号	年 月 日	京都市指令保健健第	号
対象補助金種別	☐ 施設改修費 ☐ 備品購入費 ☐ 運 営 費		
中止または廃止の別	☐ 中止 ☐ 廃止		
中止又は廃止の予定日	年 月 日	再開予定日 (事業中止の場合のみ)	
中止又は廃止の理由			
備 考			

第6号様式（第8条関係）

京都市指令保健健第 号
年 月 日

様

京都市長
〔 担当：
電話： 〕

事業内容変更承認通知書

年 月 日付で届出のあった京都市健康長寿サロン設置等補助金に係る事業内容変更承認申請書について、審査をした結果、次のとおり決定をしたので京都市健康長寿サロン設置等補助金交付要綱第8条第5項に基づき、通知します。

健康長寿サロン 名称	
申請の内容	変更申請を ☐ 承認します ☐ 承認しません

【承認の内容】

	変更前の内容		変更後の内容	
対象補助金 補助予定額	施設改修費	円	施設改修費	円
	備品購入費	円	備品購入費	円
	運 営 費 (開催予定日数)	円 (年間 日間)	運 営 費 (年間予定日数)	円 (年間 日間)
備 考				

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第7号様式（第8条関係）

京都市指令保健健第 号
年 月 日

様

京都市長

担当：

電話：

中止・廃止承認通知書

年 月 日付で届出のあった京都市健康長寿サロン設置等補助金に係る中止・廃止届出書について、審査をした結果、次のとおり決定をしたので京都市健康長寿サロン設置等補助金交付要綱第8条第5項に基づき、通知します。

健康長寿サロン名称	
所在地・建物名	〒
届出の内容	☐ 中止 ☐ 廃止 の届出を ☐ 承認します ☐ 承認しません
対象補助金種別	☐ 施設改修費 ☐ 備品購入費 ☐ 運 営 費

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

年度 京都市健康長寿サロン設置等補助金 実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人等にあつては、主たる事務所等の所在地） 〒	申請者の氏名（法人等にあつては、名称及び代表者職名・氏名）
電話番号 ()	

申請の種別	明細
☐ 施設の改修に係る実績報告	別紙 1
☐ 備品の購入に係る実績報告	
☐ 運営に係る実績報告	別紙 2

健康長寿サロン名称	
所在地・建物名	〒

年度 京都市健康長寿サロン設置等補助金 実績報告書 明細

1 施設の改修

改 修 内 容	
事業完了年月日	
支 出 合 計 額	

2 備品の購入

購 入 内 容	
事業完了年月日	
支 出 合 計 額	

- 【添付書類】 1 施設改修費については、それを支払ったことを証する領収書等の書類及び
施設改修に係る施工前後の写真等、当該施工の履行を確認できるもの
2 備品購入費については、それを支払ったことを証する領収書等の書類

年度 京都市健康長寿サロン設置等補助金 実績報告書 明細

1 利 用 状 況

月別利用状況等	月	開所日数	休所日数※1	延利用者数	主 な 活 動 内 容 等
	4 月	日	日	人	
	5 月				
	6 月				
	7 月				
	8 月				
	9 月				
	10 月				
	11 月				
	12 月				
	1 月				
	2 月				
	3 月				
	計				

健康長寿サロンの利用者に65歳以上の者が1人以上含まれている。 ☐はい ☐いいえ

※1 災害等の事情により開所できなかった日数

2 申 請 年 度 決 算

(1) 収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳 説 明
健康長寿サロン補助金	円	円	
そ の 他 補 助 金			
寄 附 金			
前年度からの繰越金			
そ の 他			
計			

(2) 支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳 説 明
建 物 賃 借 料	円	円	
光 熱 水 費			
消 耗 品 購 入 費			
備 品 購 入 費			
その他（茶菓等）※2			
翌年度への繰越金※3			
計			

※2 茶菓、材料費について、利用者が実費負担する場合は計上する必要はありません。

※3 サロン補助金は繰越しできません。不要額は戻入していただきます。

京都市指令保健健第 号
年 月 日

様

京都市長
〔 担当 :
電話 : 〕

年度 京都市健康長寿サロン設置等補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった京都市健康長寿サロン設置等補助金実績報告書について、審査した結果、下記のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 注意事項

- (1) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条により出納に係る証拠書類等を検査することがありますので、関係書類を明確に整理し、保管しておいてください。
- (2) 補助金の交付に当たり、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者と判明した時は、決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。
- (3) 補助金の交付後に活動を中止した場合は、補助金の全額又は一部の額を返還していただくことがありますので速やかに報告してください。
- (4) 京都市健康長寿サロン設置等補助金交付要綱第12条に該当した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- (5) 健康長寿サロンの所在地、開所時間等の情報につきましては、本市のホームページ等で広く市民の皆様に公表させていただきます。

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。